

佐賀県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条第2項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の15第1項及び第57条の3の3第4項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者、指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者、指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）並びに指定障害児入所施設の設置者、指定障害児入所施設の設置者であった者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、佐賀県が行う指導について、基本的事項を定めることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス（以下「障害福祉サービス等」という。）内容の質の確保並びに自立支援給付及び障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「自立支援給付等」という。）の適正化を図り、佐賀県における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 指導方針

障害福祉サービス事業者等に対する指導は、次の各号に掲げる法令等について、周知徹底させることを方針とする。

- 1 佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成25年佐賀県条例第25号）
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- 4 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）
- 5 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- 9 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- 10 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）

- 1 1 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号、平成24年厚生労働省告示第128号）
- 1 2 その他障害者（児）支援に係るサービスの取扱い及び給付費等に係る費用の請求等に関する事項を定める法令、厚生労働省告示、通知等

第3 指導形態

指導の形態は、通常次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

さらに、集団指導を実施した場合には、管内の市町に対し、その内容を通知するものとする。

2 運営指導

運営指導は、障害福祉サービス事業者等に対して、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地にて行う。

第4 指導対象

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、各年度における、指導対象となる障害福祉サービス事業者等（以下、「指導対象事業者」という。）は、以下のとおりとする。

1 集団指導

(1) 新たに障害福祉サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

(2) その他、集団指導を実施することが適当と認められる障害福祉サービス事業者等を対象として実施する。

(3) 上記(1)または(2)に掲げる者以外の者で、集団指導を希望する障害福祉サービス事業者等を対象として実施する。

2 運営指導

(1) 障害福祉サービス事業者等については、概ね3年に1度実施する。

(2) (1)の規定にかかわらず、事業の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。また、事業開始後、運営指導を実施していない障害福祉サービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

(3) その他、運営指導を実施することが必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象として実施する。

第5 運営指導計画

運営指導の実施計画は、次のとおりとする。

1 実施計画の作成

実施計画は、毎年度当初に、国の指導指針及び過去の指導・監査内容等を総合的に勘案の上、作成する。

2 実施期間

毎年度4月から翌年3月までとする。

第6 指導の実施方法

1 集団指導

(1) 指導通知

指導対象事業者を決定したときは、当該指導対象事業者に対して、あらかじめ次に掲げる事項を、文書により通知する。

- ア 集団指導の日時及び場所
- イ 集団指導の内容及び担当者
- ウ 指導対象事業者

(2) 指導方法

指導を受ける障害福祉サービス事業者等に対して、講習等の方法により、障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付等の請求の内容、その他必要な事項について指導を行う。

2 運営指導

(1) 指導通知

指導対象事業者を決定したときは、原則として運営指導実施予定日の1か月前までに、次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において人員配置基準の虚偽、障害者虐待等不正が疑われているなどの理由により、あらかじめ文書により通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導当日に文書を持参し通知することで足りることとする。

- ア 運営指導の根拠規定及び目的
- イ 運営指導の日時及び場所
- ウ 出席を求める者
- エ 運営指導当日に準備すべき書類等
- オ 運営指導前に提出すべき書類等

(2) 指導体制

指導は、原則2名以上の指導班を編成して実施するものとし、そのうち1名を指導班長とする。

(3) 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ア 運営指導の確認項目等

運営指導は、厚生労働省が定める「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徴し確認

するものとする。

イ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、既に保有している文書については、再提出を求めず、共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

ウ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

エ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

オ 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の運営指導を行う等、障害福祉サービス事業者等の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

(4) 指導結果の通知

指導後、指導班長は、指導項目を別紙「指導結果の取扱基準表」に従って分類を行い、文書指摘事項とするものについて、原則として運営指導を行った日から60日以内に、文書により通知するものとする。

(5) 改善状況報告書の提出

運営指導の結果、文書で指摘した事項については、原則として通知をした日から60日以内に別紙様式による改善状況報告を求めるものとする。

第7 指導後の措置等

運営指導の結果として指導した事項に関し、改善状況報告書の未提出等改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、再度の運営指導又は監査を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

第8 監査への変更

運営指導中に以下に掲げる状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「佐賀県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行うものとする。

- 1 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- 2 自立支援給付等に係る費用等の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

3 その他、監査を行うことが必要と認められる場合

第9 その他

1 指導結果の情報提供等

県が指導を実施した場合は、必要に応じて指導結果の通知内容について、その障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町への情報提供を行う。

2 指導の実施状況の報告

指導の実施状況について、厚生労働省が定めるところにより、同省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告する。

3 その他の留意事項

- (1) 運営指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。
- (2) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該障害福祉サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。
- (3) 運営指導の際、障害福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該障害福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該障害福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。
- (4) 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。
- (5) 効果的な取り組みを行っている障害福祉サービス事業者等は、積極的に評価し、他の障害福祉サービス事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

第10 補則

- 1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。
- 2 障害福祉サービス事業者等のうち障害者支援施設及び児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。）については、この要綱に基づいて行う指導とは別に、社会福祉法人等指導監査要綱に基づいて一般監査を行う。
- 3 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する発達支援医療機関（独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの）に対する指導については、この要綱を準用するものとする。なお、運営指導は概ね3年に1度実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

指導結果の取扱基準表

佐賀県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱における障害福祉サービス事業者等に対する運営指導結果の指摘区分は、下表によるものとする。

指摘区分	指摘基準	措置
文書指摘	<p>1 法令や通知等の定めに従い、事務処理が適切に行われていない場合</p> <p>2 不適切な事業所運営等により、利用者に重大な影響を与えるおそれがある場合</p> <p>3 過去の運営指導等で継続して指導しているにも関わらず、改善が見られない場合</p> <p>4 その他、文書指摘が必要と認められる場合</p> <p>なお、自主的に改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているもの、その他内容が軽微なものについては、口頭指摘とすることができる。</p>	<p>指導対象事業者に対して、文書により指摘事項を通知し、改善状況報告書の提出を求め、その内容を確認する。</p> <p>次回の運営指導において、報告の内容が適切に実施されているか確認を行う（適切に改善されていない場合は、「佐賀県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより、監査を行うことができるものとする）。</p>
口頭指摘	<p>1 文書指摘に該当するものではないが、障害福祉サービス事業者等の運営面、サービス面における質の向上のために必要と認められる場合</p> <p>2 その他、口頭指摘が必要と認められる場合</p>	<p>指導対象事業者に対して、口頭により指摘事項を通知し、改善を求める。</p> <p>次回の運営指導において、伝達した内容が適切に実施されているか確認を行う（適切に改善されていない場合は、文書指摘とする）。</p>